別表Ⅱ区分０９０②を次のように改める。

(2) 人工内耳用音声信号処理装置		
① 標準型	923,000円	
② 残存聴力活用型	950,000円	

別表Ⅱ区分１１２㉘を次のように改める。

(8) トリプルチャンバ（Ⅱ型）		
① 単極用又は双極用		
ア 標準型	1,630,000円	
イ ＭＲＩ対応型	1,710,000円	
② ４極用	1,700,000円	

別表Ⅱ区分１２３に次のように加える。

(3) 冷凍アブレーション用		
① バルーン型	637,000円	
② 補完型	157,000円	

別表Ⅱ区分１３２③を次のように改める。

(3) 脳血管用		
① 標準型	23,400円	
② 特殊型	24,500円	

別表Ⅱ区分１３３⑨④に次のように加える。

ウ 自己拡張型	379,000円	

別表Ⅱ区分１３３に次のように加える。

(21) 脳血管用ステントセット		
① 標準型	492,000円	
② ＡＵＩ型	1,310,000円	

別表Ⅱに次のように加える。

185 オープン型ステントグラフト	1,090,000円	

別表Ⅸ⑤に次のように加える。

040 人工腎臓用特定保険医療材料（回路を含む。）		28,500円
(4) 持続緩徐式血液ろ過器		
② 特殊型	平成26年7月1日から平成28年3月31日まで	
（薬事法承認番号）		
22500BZX00401000		

090 人工内耳用材料		964,000円
(2) 人工内耳用音声信号処理装置	平成26年7月1日から平成28年3月31日まで	
② 残存聴力活用型		
（薬事法承認番号）		
22500BZI00020000		
133 血管内手術用カテーテル		379,000円
(9) 血栓除去用カテーテル	平成26年7月1日から平成28年3月31日まで	
④ 脳血栓除去用		
ウ 自己拡張型		
（薬事法承認番号）		
22500BZX00543000		
22600BZX00166000		
185 オープン型ステントグラフト		1,140,000円
（薬事法承認番号）	平成26年7月1日から平成28年3月31日まで	
22600BZX00033000		

○東北地方整備局告示第百四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年六月三十日　東北地方整備局長　小泡　剛

路線名	供用開始の区間
七号	平川市碇ヶ関阿原一〇番一から同市碇ヶ関古懸向安田三〇番一まで

図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年六月三十日

○関東地方整備局告示第二百九十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年六月三十日　関東地方整備局長　深澤　淳志

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
日立市滑川町二丁目四六二番から同市滑川町二丁目四八七番一まで	前	九・五〇～二四・八〇メートル	一三・四〇～二五・三〇キロメートル
	後	一〇・〇〇～二四・六〇メートル	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局常陸河川国道事務所